

新居浜市債権管理計画

平成27年9月

新居浜市債権管理委員会

目 次

債権管理基本方針	3
はじめに	4
1 対象債権	4
(1) 対象債権	4
(2) 債権種別	4
(3) 公債権と私債権の分類について	6
2 平成26年度の収入状況	6
3 課題	7
4 個別的債権管理	7
(1) 債権の適正な管理	7
ア 納期内納付の推進	
イ 減免規定等の適用	
ウ 速やかな督促手続きと催告	
エ 督促手数料・延滞金の収納	
(2) 時効の管理	8
ア 消滅時効	
イ 時効中断措置	
(3) 初動対応の強化	9
ア 納付折衝等の窓口対応の充実	
イ 納付誓約書兼納付計画書の活用	
(4) 法的措置等対応の強化	9
ア 強制徴収手続き	
イ 強制執行手続き	
(5) 滞納処分等の執行停止、徴収停止、債権放棄の検討	10
5 組織的債権管理	10
(1) 滞納整理における進行管理	10
ア 強制徴収債権の進行管理	
イ 非強制徴収債権の進行管理	
(2) 数値目標の設定による収入率の向上	11
(3) 債権回収状況の公表	11

(4) 個人情報保護及び滞納情報の共有	11
ア 個人情報の保護	
イ 滞納情報の共有	
ウ 非強制徴収債権の情報収集	
(5) 人材の育成	12
ア スペシャリストの育成	
イ 研修の充実	
ウ 愛媛地方税滞納整理機構の活用	
(6) 体制の整備	12
ア 組織機構の改革	
イ 債権管理委員会の開催	
6 債権管理対策室の取り組み	13
(1) 平成26年度の取り組み実績	13
ア 移管引受債権の継続等	
イ 平成26年度収入率目標値の公表	
ウ 滞納整理業務マニュアル（非強制徴収債権編）の検討	
(2) 平成27年度の取り組み計画	14
ア 平成27年度収入率目標値の公表	
イ 新居浜市債権管理条例の制定	
ウ 平成28年度以降の全庁の債権管理事務体制の検討	
表1 債権名及び賦課根拠・時効年数等	15
表2 滞納債権の収入状況	18
表3 債権の収入率の実績及び目標	25
参照法令等	27

債権管理基本方針

財源確保で行政サービスを拡充！！

公平・公正を目指すまち 『にいほま』

1 目的

市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平・公正な行財政運営のために、全庁を挙げて債権管理の適正化を図ることを目的とする。

2 対象

対象となる債権は、市が保有する全ての債権とする。

3 基本方針

- (1) 債権管理に関する事務は、法令、条例等又は契約に基づいて適正に処理する。
- (2) 債権管理に関する事務は、大多数の納期内納付者と滞納者との公平性に留意して、財政上最も市の利益に適合するように処理する。
- (3) 債権管理に関する事務は、数値目標や執行状況等を明確にし、効果効率的な事務手続を行う。
- (4) 債権管理に関する事務は、庁内で危機意識を共有し、管理監督者による徹底した進行管理を行い、問題を先送りしない。
- (5) 債権管理に関する情報は、広く市民に公開する。

はじめに

この計画は、本市が保有する債権の適正な管理と的確な回収に取り組むための基本的な考え方を示すものであり、計画の中に列挙された債権に加え、それ以外の債権においても、計画の趣旨に沿った適正な債権管理と的確な債権回収対策に努めることにより、市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平、公正な市政運営の推進を図ることを目的とする。

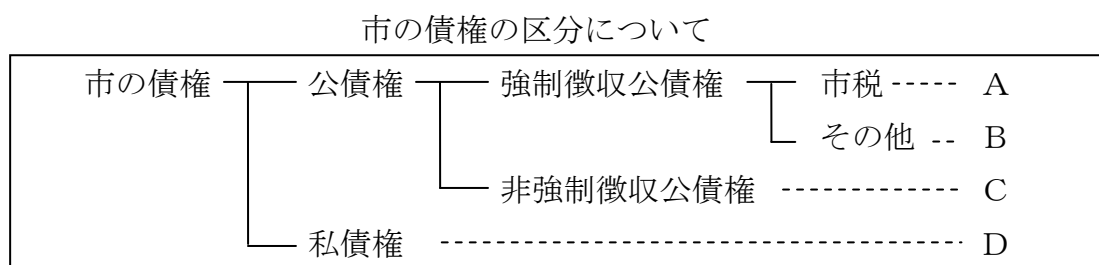
1 対象債権

(1) 対象債権

新居浜市が債権者となる債権のうち、主なものを表1（15 ページ）に示す。この計画に基づき収納の強化を図る債権は、市税を含む全ての公債権及び私債権のうち、過去5箇年の間に滞納があった債権とする。

(2) 債権種別

市が所有する債権について、その性質ごとに区分すると、次のように分類される。



A：強制徴収公債権（市税）

強制徴収公債権（市税）とは、地方税法の規定により賦課、及び差押等の滞納処分により徴収を行うことができる債権である。また、徴収にあたっては、原則として他の債権に優先して充当される（租税優先の原則）。市税には次のような種類があるが、本計画ではこれらの合計額で管理していくこととする。

市税の種類：個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税

B：強制徴収公債権（その他）

強制徴収公債権（その他）とは、市税等の滞納処分の例により処分できる債権であり、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項において、次の債権に限定されている。

- ア 分担金 イ 加入金 ウ 過料
- エ 法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入

※「法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」とは、地方自治法附則第 6 条又は各法律において、税の滞納処分の例により処分できることを規定しているものをいう。

『強制徴収公債権（その他）の例』

	債権名	徴収根拠法令
1	保育所保育料	児童福祉法第 5 6 条第 7 項
2	国民健康保険料	国民健康保険法第 7 9 条の 2
3	下水道使用料	地方自治法附則第 6 条第 3 号

C：非強制徴収公債権

非強制徴収公債権とは、許可・認可等の行政処分に伴い発生する使用料や手数料、返還金等で、強制徴収公債権に該当しない債権である。

『非強制徴収公債権の例』

	債権名	徴収根拠法令
1	生活保護費返還金・徴収金	生活保護法第 6 3 条
2	児童扶養手当返還金	児童扶養手当法
3	老人ホーム費負担金	老人福祉法第 2 8 条

D：私債権

私債権とは、行政処分のような行政庁の一方的な意思決定ではなく、相手方との対等な関係に基づき締結される私法上の「契約」と解される行為により発生する債権をいう。

『私債権の例』

	債権名	徴収根拠法令
1	土地建物貸付料	新居浜市公有財産規則
2	市営住宅家賃・共益費	新居浜市市営住宅条例
3	水道料金	新居浜市水道事業給水条例

債権種別ごとの根拠法令の適用関係

	強制徴収債権	非強制徴収公債権	私債権
納入通知	地方自治法第 231 条		
督促	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項	地方自治法施行令第 171 条	
手数料・延滞金	地方自治法第 231 条の 3 第 2 項・第 4 項		民法等
送達・公示送達			
履行延期	地方税法等	地方自治法施行令 第 171 条の 5～第 171 条の 7	
徴収停止・免除		地方自治法施行令 第 171 条の 2～第 171 条の 4	
強制執行			
履行期限繰上げ			
債権の申し出			
時効期間の特則	地方自治法第 236 条第 1 項・第 2 項		民法
時効援用・放棄			
時効中断の効果	地方自治法第 236 条第 4 項		

(3) 公債権と私債権の分類について

近年、行政実務上公債権として位置づけられていたものが、最高裁で私債権であるとして、従来の判断が覆る事案が発生している。水道料金^(※1)や公立病院の診療費^(※2)が主なものであり、従来は公の施設の使用料として公債権に分類されていたが、判例で私法上の債権であるとされた。

このようなことから、公債権と私債権の分類については、表面的な分類の仕方ではなく、各債権の個別具体的な法令の規定方法、過去の判例・裁判例等から判断しなければならない。

2 平成 26 年度の収入状況

平成 26 年度末現在の、本市における滞納債権の収入状況は表 2 (18 ページ) のとおりであり、滞納額の合計は約 14.1 億円に達している。これは、平成 27 年度の各種会計の当初予算総額約 886 億円の約 1.59%に相当する。

表に示したとおり、収入未済額が 5 千万円を超える 5 債権 (滞納額が多い順に、市税、国民健康保険料、住宅新築資金等貸付金、介護保険料、市営住宅家賃) の滞納額が、全体の約 82.0%を占めている。

3 課題

市債権の滞納額は年々減少傾向にあり、平成 26 年度決算においては、債権管理対策室が設置された平成 22 年度決算と比較して 5.3 億円、約 27%減少した。主には市税の滞納額が減少した結果であるが、そのほかの滞納額も減少傾向にある。これは、各担当課で債権管理を徹底し、債権回収に向けた業務を適正に執行してきた結果である。

しかし、少子高齢化社会の到来などの社会情勢の変化や、厳しい経済状況が続いており、内閣府の月例経済報告（平成 27 年 6 月度）では「景気は、緩やかな回復基調が続いている」と報告され、県内経済情勢（平成 27 年 5 月分）では、平均月間現金給与総額が実質で前年同月比 8.4%増加している等、経済は緩やかに持ち直しているとの見方もあるが、雇用・所得情勢は依然厳しさが残っており、海外景気の下振れ懸念などがある等、本格的な景気回復には至っていない。

このような状況では、滞納が重なるほど収納の困難度が増すと考えられるため、滞納となる前、あるいは滞納初期における適切な納付相談・指導が必要となる。

これに対して、経済面においては特に支障がないと考えられるケースであっても、納付されずに滞納となるものが増加する傾向にある。納付されない要因としては、納付意識の希薄化が考えられるところであり、納付指導にあたっては、納付の必要性を説明し理解を得ることが重要となる。

この納付意識の希薄化による滞納は、他の市民に不公平感を抱かせることとなり、これを放置し、滞納額を増加させることは、財政運営のみならず市政全般にわたって重大な影響を及ぼす危険性がある。

よって今後は、『納付可能な状況にもかかわらず自主納付がなされない場合においては、差押や訴訟提起などの法的措置を執る。』という強い姿勢のもと、滞納整理業務にあたっていく必要がある。

4 個別的債権管理

(1) 債権の適正な管理

債権管理は、新居浜市債権規則の規定に従い債権管理簿を調製し、時間の経過や状況の変化に応じ、各段階において適正に行う。

ア 納期内納付の推進

滞納債権を発生させないため、口座振替の勧奨、広報紙・ポスター・チラシ等による啓発及びコンビニ収納等、納付機会の拡大等を検討、実施していく。

イ 減免規定等の適用

災害・生活困窮等により、納入義務者から減免の申請がなされた場合には、法令等に基づく減免規定を適正に運用する。

また、条件に合致する場合には、強制徴収債権にあっては徴収猶予、非強制徴収債権にあっては履行延期の処分・特約を行う。

ウ 速やかな督促手続きと催告

初期対応を迅速かつ的確に実施することが、滞納額を増加させないことに繋がるため、滞納発生後は、法令等に基づく速やかな督促手続きを徹底する。

督促指定期日までに納付がない場合は、文書・電話・訪問等による催告を行うが、文書催告については、例えば、賞与支給時に合わせるように6月・12月等に納付書を同封して送付し、催告書通知文の言い回しについても、滞納の段階に応じたものとする。また電話催告も文書催告のタイミングに合わせる等の強化期間を設ける等、効果効率的な催告となるよう実施する。

エ 督促手数料・延滞金の収納

納期後の納付の際には、納期内納付した者との公平性を保つためにも、歳出返還金を除く公債権については、地方税法や新居浜市督促手数料及び延滞金条例等の法令に基づく督促手数料及び延滞金を収納する。

私債権については、契約書に、督促事務費や遅延損害金について規定するよう努める。

延滞金等を減免する場合には、減免規定等を整備し、適正に運用する。

(2) 時効の管理

債権管理を行う上で各債権の時効管理は非常に重要である。厳格に管理し、漫然と時効を迎えるようなことが無いよう、対応しなければならない。

ア 消滅時効

債権の消滅時効は、原則として民法で10年と定められている。しかし、各債権の根拠法や、民法の短期消滅時効、また地方自治法の規定により、

より短い期間で消滅時効にかかる場合がある。債権の種類や性質をしつかりと把握したうえで、時効管理を行わなければならない。

各債権の消滅時効の期間及び根拠を、表1（15ページ）に示す。

イ 時効中断措置

時効期間が経過してしまうと、公債権については債権消滅、私債権についても時効の援用により、債権が消滅することが考えられる。そのため、状況に応じて債務承認等による時効中断措置を講じる。

（3）初動対応の強化

債権管理において最も重要なのは、契約締結段階や、滞納初期段階での対応である。

ア 納付折衝等の窓口対応の充実

納付折衝は滞納者に納付を促すためだけでなく、滞納者の状況、財産の把握を行うためにも重要である。また、再び滞納させないように納付指導をする意味合いもある。

よって原課において、窓口対応マニュアルの作成や、OJT研修等を実施することにより、窓口対応スキルの向上を図る。

イ 納付誓約書兼納付計画書の活用

災害・生活困窮等により納期内の納付が困難になった場合、あるいは納付が滞った場合には、納付誓約書兼納付計画書を受領して時効の中断を図り、その後の納付計画の着実な履行を促す。また、必要に応じて連帯保証人等、納付誓約の担保の徴取も行う。

（4）法的措置等対応の強化

催告を繰り返しても納付に至らない場合には、原則として滞納処分や強制執行等の法的措置により、債権回収に努めなければならない。なお、この法的措置に関する自治体の裁量権は、実施時期の選択^(※3)については余地があるものの、その権利の行使、不行使については与えられていない^(※4)。

ア 強制徴収手続き

強制徴収債権については、納付できる資力があるにもかかわらず納付しない、悪質な滞納者を中心に差押を実施する。

なお、債権管理対策室において差押が実施された債権については、翌年度以降には、債権管理対策室の指導・助言のもと、原課においても差

押を実施し、差押等の滞納処分を前提とした滞納整理事務の定着を図る。

イ 強制執行手続き

非強制徴収債権については、債権管理対策室の支援の下、支払督促等による債務名義を取得し、財産が発見されたものについては債権差押等の強制執行手続きを積極的に実施する。

(5) 滞納処分の執行停止、徴収停止、債権放棄の検討

各種調査や滞納者からの聞き取り結果によって、徴収不能事案と判明した事案については、放置せず、強制徴収債権については滞納処分の執行停止、非強制徴収債権については徴収停止又は債権放棄を行う。

ただし、担当者の恣意的な判断により執行停止等を行わないようにするため、債権ごとに判断基準を作成し運用する。

5 組織的債権管理

(1) 滞納整理における進行管理

滞納整理における進行管理とは、全体の現状分析から全体計画（目標）を立て、その計画達成に向けて一つ一つの事案をいかに効率的に完結に導いていくか、決断と行動を繰り返していく一連の事務の流れである。

ア 強制徴収債権の進行管理

統括責任者（課長）は数値目標計画・事務運営計画を策定し、管理監督者（副課長・係長）はこの目標達成に向けた年間計画・月間計画等を策定する。これらの内容を徴収職員（係員）に伝え、徴収職員は目標達成に向けて個々の事案に対応する。その結果を毎月の進行管理会議や係会で認識統一し、さらにそれぞれの目標・計画の見直しに活用する。重要・困難事案については、管理職ヒアリングを行い、組織を挙げて対応する。

このように、徴収職員、管理監督者、統括責任者のそれぞれの立場に応じて進行管理を行うことにより、担当部署全体で責任を持って滞納整理を進める。

イ 非強制徴収債権の進行管理

滞納額、連帯保証人の有無、経済的状況、資産保有の状況、滞納理由、納付意思等を勘案し、効果的・効率的な債権回収方法を選択する。

なお、責任の所在を明確にするため担当者制を敷き、月に1回以上は係会等を実施し、前年同期の収入率との比較によって、滞納整理事務の機敏な軌道修正を行う。

また、債権ごとに異なる消滅時効期間や時効の援用の要否等を勘案のうえ、重点滞納事案については管理職ヒアリングを実施するなど滞納整理の年間スケジュール等を設定し、適正な進行管理を実施する。

(2) 数値目標の設定による収入率の向上

収納実績を向上させるために収入率等の数値目標を設定し、各債権所管課においては、数値目標の達成に努める。

主要債権の収入率等の目標数値は、表3（25ページ）のとおりである。

(3) 債権回収状況の公表

市の財政に関する取り組みに対して市民の理解を得るため、債権管理の徹底を図るとともに、取り組む対策、債権の回収状況（差押・訴訟件数、収入率等）など、債権管理対策室をはじめ滞納債権所管課においてもその執行状況について積極的に公表を行う。

(4) 個人情報保護及び滞納情報の共有

ア 個人情報の保護

債権管理は、秘密性の高い市民の個人情報を取り扱う業務であり、地方公務員法や地方税法等には情報漏えい、窃用に対する罰則規定がある。これらのことから、滞納者の資産状況等の把握や各債権間の連携など債権回収の促進にあたっては、個人情報の保護、守秘義務に留意する。

イ 滞納情報の共有

市税、国民健康保険料及び保育所保育料等強制徴収債権の滞納者の情報については、各債権の徴収事務において調査権限を与えられていることから、収集・共有に関して法的問題はクリアされる。よって、情報交換会の開催や直接の聞き取り等により、庁内での積極的な情報の共有を図る（平成19年3月総務省通知参照）。

しかし、非強制徴収債権については、徴収根拠法令に調査権限が無いことから、安易に情報収集・共有することはできない。

ウ 非強制徴収債権の情報収集

調査権限が無いことから、契約締結時や納付誓約時に同意書を徴取し、債務不履行等の場合に素早く情報収集ができるよう、準備を怠りなく行う。

情報を保有する課は、債権所管課が同意書を基に協力依頼があった場合には、法令に抵触しない範囲において、当該債権管理事務に協力するものとする。

(5) 人材の育成

ア スペシャリストの育成

債権管理に関する業務は、各課に共通する滞納処分等の滞納整理に関する知識に加えて、各債権の賦課原因や、反対給付のある場合はその制度等に関する専門的な知識も必要とされる。また、納付折衝においては対人的な交渉技術も要求されるため、所管課においてスペシャリストの育成を図っていく。

イ 研修の充実

従来から職場内研修あるいは外部機関の専門研修を実施しているが、順次策定している「滞納整理業務マニュアル」「保証人対応マニュアル」を活用し、特に職場内研修を充実させることにより、債権管理・回収に関係する職員の全体的なレベルアップを図る。

ウ 愛媛地方税滞納整理機構の活用

愛媛地方税滞納整理機構は、各市町から移管された税の徴収困難事案の滞納処分を専門的に実施しており、本市から派遣された職員の帰任後における専門知識の普及を進めていく。

(6) 体制の整備

ア 組織機構の改革

収納業務は、債権所管課の日常業務の中にあり、「収納責任は原課にある」が原則である。よって第一義的には、債権所管課で賦課から徴収まですべてのことが完結できるよう、体制を整備しなければならない。

しかし、人事異動等により担当者の入れ替わりもあり、マニュアル等によりスキルの継承が行われるものの、そもそもの案件が少数である債権や、突発的に発生した債権には対応できない。このことから、全庁的

な債権管理・回収に関して指導・助言のできる組織も必要である。

現在は債権管理対策室がこの役割を果たしているが、常に効果・効率的な組織のあり方について検討し、整備していく必要がある。

イ 債権管理委員会の開催

債権管理に関する事務の一層の適正化を図り、市民の公平な負担による収入確保の徹底を図るため、債権管理委員会を開催し、特定債権の処理に係る審議をはじめとして、債権管理に係る重要な方針を決定することとする。

6 債権管理対策室の取り組み

(1) 平成26年度の取り組み実績

ア 移管引受債権の継続等

所管課から債権管理対策室への移管事案は、介護保険料 10 件、保育所保育料 10 件、国民健康保険料 10 件、下水道使用料 10 件の計 40 件で、引受額は、約 1,670 万円であった。うち、下水道使用料は平成 26 年度から新しく取り組んだ債権である。

債権管理対策室で滞納整理を進め、40 件の事案に対して、のべ 36 件の差押処分を行い、差押による収入額は約 567 万円であった。このほか、自主納付等により合計で約 1,301 万円、収入率で 66.62%の効果を上げることができた。

イ 平成26年度収入率目標値の公表

平成 26 年 9 月改定の新居浜市債権管理計画に、強制徴収債権及び重点滞納債権（16 債権）の個別収入率目標値を掲載した。平成 26 年度の目標値を達成できたのは 10 債権であり、平成 25 年度実績を上回る収入率となったのは 8 債権である。

滞納債権全体の収入率は、調査を始めて 5 年連続で上昇し、前年比 0.74 ポイント増の 94.99%となった。目標値を掲げ公表することにより、所管課の滞納処分債権管理に対する意識が向上してきた成果と考えられる。

ウ 滞納整理業務マニュアル（非強制徴収債権編）の検討

非強制徴収債権の債権管理については、債権ごとに性質が大きく異なり、それぞれ個別的に滞納整理手法を検討していかなければならない。今後も継続して作成に向けて検討を重ねていく。

（２）平成 27 年度の取り組み計画

ア 平成 27 年度収入率目標値の公表

債権管理委員会において、平成 26 年度決算についての検証を行い、平成 27 年度決算に向けては、強制徴収債権及び重点滞納債権の平成 29 年度までの個別収入率等目標値の公表により、市全体の収入率向上に繋げる。

イ 新居浜市債権管理条例の制定

市の債権管理に関する事務について、台帳整備、滞納整理の執行について必要な事項を定めた「新居浜市債権管理条例」を制定する。この条例の中で、債権放棄に関する規定も加え、制定後は本条例に基づき債権放棄を行う。

ウ 平成 28 年度以降の全庁の債権管理組織の検討

債権管理条例制定をもって、債権管理対策室は一定の役割を終えるため、債権管理組織のあり方を見直す必要がある。

なお、非強制徴収公債権及び私債権の整理が進んでいないことから、平成 28 年度以降の債権管理担当課は、これらの債権に対して各債権所管課が法的措置を実施していくために、積極的な支援及び助言を行っていく必要がある。

以上のことを踏まえ、平成 28 年度以降の全庁の債権管理事務、及び非強制徴収債権に関する法的措置の支援を所掌する組織のあり方について、債権管理委員会において協議し、組織機構の見直しに繋げていく。

表1 債権名及び賦課根拠・時効年数等

種別	債権名	賦課根拠	強制徴取根拠	時効年数	時効根拠	時効援用
A	市税	地方税法第2条ほか 新居浜市税賦課徴収条例	地方税法第329条ほか	5年	地方税法第18条	不要

種別	債権名	賦課根拠	強制徴取根拠	時効年数	時効根拠	時効援用
B	保育所保育料	児童福祉法第56条第3項 新居浜市特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の保育料等に関する条例	児童福祉法第56条第7項	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	児童扶養手当返還金 (不正請求分)	児童扶養手当法第23条	児童扶養手当法第23条	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	介護保険料	介護保険法第129条 新居浜市介護保険条例	介護保険法第144条	2年	介護保険法第200条第1項	不要
B	国民健康保険料	国民健康保険法第76条 新居浜市国民健康保険条例	国民健康保険法第79条の2	2年	国民健康保険法第110条第1項	不要
B	後期高齢者医療保険料	高齢者の医療の確保に関する法律第104条 新居浜市後期高齢者医療に関する条例	高齢者の医療の確保に関する法律第113条	2年	高齢者の医療の確保に関する 法律第160条第1項	不要
B	診療報酬返還金 (不正請求分)	国民健康保険法第65条	国民健康保険法第79条の2	2年	国民健康保険法第110条第1項	不要
B	下水道事業受益者負担金等	都市計画法第75条第1項(負担金) 地方自治法第224条(分担金) 新居浜市都市計画下水道事業受益者負担等に関する条例	都市計画法第75条第5項(負担金) 地方自治法第231条の3第3項(分担金)	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	下水道使用料	下水道法第20条 新居浜市下水道条例	地方自治法第231条の3第3項(附則第6条)	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	自動販売機設置使用料 (漁港占用料)	漁港漁場整備法第35条、第39条の5 新居浜市漁港管理条例	地方自治法第231条の3第3項(附則第6条)	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	土地区画整理事業清算金	土地区画整理法第110条第1項 新居浜市都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例	土地区画整理法第110条第5項	5年	土地区画整理法第42条第1項	不要
B	道路占用料	道路法第39条 新居浜市道路占用料条例	地方自治法第231条の3第3項(附則第6条)	5年	地方自治法第236条第1項	不要

種別	債権名	賦課根拠	強制執行根拠	時効年数	時効根拠	時効援用
C	行政財産使用料	地方自治法第 238 条の 4 第 7 項 新居浜市行政財産使用料条例	地方自治法第 240 条第 2 項	5 年	地方自治法第 236 条第 1 項	不要
C	生活保護費返還金・徴取金	生活保護法第 63 条	〃	5 年	〃	不要
C	特別障がい者手当過誤支給分	民法第 703 条 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	〃	5 年	〃	不要
C	児童扶養手当返還金	民法第 703 条 (児童扶養手当法)	〃	5 年	〃	不要
C	児童手当返還金	民法第 703 条 (児童手当法)	〃	5 年	〃	不要
C	子ども手当返還金	民法第 703 条 (平成 22 年度等における子ども手当の支給に関する法律)	〃	5 年	〃	不要
C	別子保育園使用料	児童福祉法第 39 条 新居浜市立へき地保育所設置及び管理条例	〃	5 年	〃	不要
C	老人ホーム費負担金	老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項、第 11 条第 1 項第 2 号 新居浜市老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱	〃	5 年	〃	不要
C	し尿処理手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 9 条	〃	5 年	〃	不要
C	幼稚園保育料	学校教育法 新居浜市立幼稚園保育料等徴収条例	〃	5 年	〃	不要

種別	債権名	賦課根拠	強制執行根拠	時効年数	時効根拠	時効援用
D	土地建物貸付料	地方自治法第 238 条の 4、238 条の 5 新居浜市公有財産規則	地方自治法第 240 条第 2 項	5 年	民法第 169 条	要
D	災害援護資金貸付金	災害弔慰金の支給等に関する法律第 10 条 新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例第 12 条	〃	10 年	民法第 167 条第 1 項	要
D	重度心身障害者医療費返還金	民法第 703 条 (新居浜市重度心身障害者医療費助成条例)	〃	10 年	民法第 167 条第 1 項	要
D	母子家庭医療費返還金	民法第 703 条 (新居浜市母子家庭医療費助成条例)	〃	10 年	民法第 167 条第 1 項	要
D	子ども医療費返還金	民法第 703 条 (新居浜市子ども医療費助成条例)	〃	10 年	民法第 167 条第 1 項	要
D	母子及び父子家庭 小口資金貸付金	新居浜市母子家庭及び父子家庭小口資金貸付金貸付事業実施要綱 (民法第 587 条)	〃	10 年	民法第 167 条第 1 項	要
D	老人短期保護費納付金	介護保険法 高齢者ショートステイ事業実施要綱	〃	5 年	民法第 169 条	要

種別	債権名	賦課根拠	強制執行根拠	時効年数	時効根拠	時効援用
D	診療報酬返還金（一般） （不当利得分）	民法第 703 条 （国民健康保険法）	地方自治法第 240 条第 2 項	5 年	地方自治法第 236 条第 1 項	要
D	診療報酬返還金（退職） （不当利得分）	民法第 703 条 （国民健康保険法）	〃	5 年	地方自治法第 236 条第 1 項	要
D	高額療養費返納金（一般） （不当利得分）	民法第 703 条 （国民健康保険法）	〃	5 年	地方自治法第 236 条第 1 項	要
D	旧老人保健事業特別会計 診療報酬返還金（不当利得分）	民法第 703 条 （老人保険法）	〃	10 年	民法第 167 条第 1 項	要
D	住宅新築資金貸付金	新居浜市住宅新築資金等貸付条例 （民法第 587 条）	〃	10 年	民法第 167 条第 1 項	要
D	下水道事業協力金 ・早期利用寄附金	新居浜市公共下水道認可区域外における污水管布設要綱 （民法 553 条）	〃	10 年	民法第 167 条第 1 項	要
D	水洗便所改造資金融資返還金	新居浜市水洗便所改造資金融資あっせん 及び利子補給に関する規則第 10 条	〃	10 年	民法第 167 条第 1 項	要
D	簡易水道使用料	愛媛県水道条例 新居浜市別子山水道条例第 6 条	〃	2 年	民法第 173 条	要
D	市営住宅家賃	公営住宅法 新居浜市市営住宅条例第 22 条	〃	5 年	民法第 169 条	要
D	市営住宅共益費	公営住宅法 新居浜市市営住宅条例第 27 条	〃	5 年	民法第 169 条	要
D	放課後児童クラブ利用料	児童福祉法 新居浜市放課後児童健全育成事業実施要綱	〃	10 年	民法第 167 条第 1 項	要
D	損害賠償金	和解書 （民法第 709 条、第 695 条）	〃	10 年 （3 年）	民法第 174 条の 2 第 1 項 （民法第 724 条）	要
D	奨学資金貸付基金貸付金	新居浜市奨学資金貸付基金条例 （民法第 587 条）	〃	10 年	民法第 167 条第 1 項	要
D	青野記念奨学基金貸付金	新居浜市青野記念奨学基金条例 （民法第 587 条）	〃	10 年	民法第 167 条第 1 項	要
D	特別奨学基金貸付金	新居浜市特別奨学基金条例 （民法第 587 条）	〃	10 年	民法第 167 条第 1 項	要
D	入学準備金貸付基金貸付金	新居浜市入学準備金貸付基金条例 （民法第 587 条）	〃	10 年	民法第 167 条第 1 項	要
D	所得税返還金	民法第 703 条	〃	10 年	民法第 167 条第 1 項	要
D	水道料金	新居浜市水道事業給水条例第 23 条 （民法第 555 条）	〃	2 年	民法第 173 条	要

表 2-1 滞納債権の収入状況

(単位：千円)

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	還付未済額収	収入率前年比
市 税	(資産税課) (市民税課) (収税課) 市 税	現年度	18,912,412	18,722,618	0	189,794	99.00	139	0.07
		滞納繰越	669,284	198,054	50,914	420,315	29.59	0	-0.43
		計	19,581,696	18,920,673	50,914	610,109	96.62	139	0.80
強 制 徴 収 公 債 権	(子育て支援課) 保 育 所 保 育 料	現年度	754,916	742,914	0	12,002	98.41	0	0.52
		滞納繰越	53,400	16,691	862	35,847	31.26	0	1.87
		計	808,316	759,605	862	47,849	93.97	0	0.72
	(介護福祉課) 介 護 保 険 料	現年度	2,621,461	2,588,071	0	33,390	98.73	1,236	0.12
		滞納繰越	63,298	18,535	12,608	32,155	29.28	0	0.67
		計	2,684,759	2,606,606	12,608	65,545	97.09	1,236	-0.06
	(国保課) 国 民 健 康 保 険 料	現年度	2,279,528	2,159,153	0	120,376	94.72	617	0.19
		滞納繰越	266,425	85,276	51,905	129,244	32.01	73	-0.22
		計	2,545,954	2,244,429	51,905	249,620	88.16	690	0.18
	(国保課) 後期高齢者 医療保険料	現年度	1,164,383	1,161,000	0	3,383	99.71	1,216	-0.09
		滞納繰越	4,661	2,501	396	1,764	53.65	0	-13.27
		計	1,169,044	1,163,501	396	5,147	99.53	1,216	-0.11
	(国保課) 診 療 報 酬 返 還 金 (一般・不正)	現年度	0	0	0	0	-	0	-
		滞納繰越	4,357	0	0	4,357	0.00	0	-
		計	4,357	0	0	4,357	0.00	0	0.00
	(国保課) 診 療 報 酬 返 還 金 (退職・不正)	現年度	0	0	0	0	-	0	-
		滞納繰越	326	0	0	326	0.00	0	-
		計	326	0	0	326	0.00	0	0.00
	(下水道管理課) 下水道事業 受益者負担金	現年度	26,006	25,410	0	596	97.71	0	-0.67
		滞納繰越	1,012	499	9	504	49.31	0	-8.07
		計	27,018	25,909	9	1,100	95.90	0	-1.57
	(下水道管理課) 下 水 道 使 用 料	現年度	1,403,707	1,399,293	0	4,413	99.69	0	0.58
		滞納繰越	45,586	11,745	4,308	29,532	25.76	0	-1.81
		計	1,449,293	1,411,038	4,308	33,946	97.36	0	0.79
強 制 徴 収 公 債 権 小 計	現年度	8,250,001	8,075,841	0	174,159	97.89	3,069	0.34	
	滞納繰越	439,065	135,247	70,090	233,729	30.80	73	-0.62	
	計	8,689,066	8,211,088	70,090	407,888	94.50	3,142	0.35	

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	還付未済額収	収入率前年比
非 強 制 徴 収 公 債 権	(生活福祉課) 生活保護費 返還金 徴収金	現年度	30,434	26,202	0	4,232	86.09	0	29.28
		滞納繰越	35,794	349	0	35,445	0.98	0	-1.04
		計	66,228	26,551	0	39,677	40.09	0	6.30
	(地域福祉課) 特別障害者 手当過誤 支給分	現年度	260	120	0	140	46.07	0	-
		滞納繰越	0	0	0	0	-	0	-
		計	260	120	0	140	46.07	0	-53.93
	(子育て支援課) 児童扶養 手当返還金	現年度	106	0	0	106	0.00	0	-41.77
		滞納繰越	6,111	783	0	5,328	12.81	0	0.02
		計	6,217	783	0	5,434	12.59	0	-5.06
	(子育て支援課) 児童手当 返還金	現年度	680	560	0	120	82.35	0	-17.65
		滞納繰越	160	0	0	160	0.00	0	0.00
		計	840	560	0	280	66.67	0	15.15
	(子育て支援課) 子ども手当 返還金	現年度	0	0	0	0	-	0	-
		滞納繰越	72	0	0	72	0.00	0	0.00
		計	72	0	0	72	0.00	0	-61.90
	(子育て支援課) 別子保育園 使用料	現年度	142	130	0	12	91.55	0	-
		滞納繰越	0	0	0	0	-	0	-
		計	142	130	0	12	91.55	0	-
(介護福祉課) 老人ホーム 費負担金 (市外措置者分)	現年度	2,933	2,185	0	748	74.49	0	-25.51	
	滞納繰越	0	0	0	0	-	0	-	
	計	2,933	2,185	0	748	74.49	0	-25.51	
(環境保全課) し尿処理 手数料	現年度	10,315	10,273	0	42	99.59	0	-0.30	
	滞納繰越	102	41	6	55	40.11	0	6.45	
	計	10,417	10,314	6	97	99.01	0	-0.05	
(建築住宅課) 市営住宅 使用料	現年度	319,801	299,923	0	19,878	93.78	0	0.62	
	滞納繰越	63,896	23,074	1,879	38,943	36.11	0	15.97	
	計	383,697	322,997	1,879	58,821	84.18	0	6.11	

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	還付未済額取	収入率前年比
非強制徴収公債権	(建築住宅課) 市営住宅 共益費	現年度	39,931	37,017	0	2,914	92.70	0	0.78
		滞納繰越	16,058	2,082	923	13,052	12.97	0	8.78
		計	55,989	39,099	923	15,966	69.83	0	12.76
	(王子幼稚園) 幼稚園 保育料	現年度	5,765	5,759	0	6	99.90	0	-0.06
		滞納繰越	0	0	0	0	-	0	-
		計	5,765	5,759	0	6	99.90	0	-0.06
	非強制徴収 公債権 小計	現年度	410,367	382,168	0	28,199	93.13	0	19.80
		滞納繰越	122,193	26,329	2,808	93,056	21.55	0	13.91
		計	532,561	408,498	2,808	121,255	76.70	0	27.10
私 債 権	(管財課) 土地建物 貸付料	現年度	8,289	7,495	0	794	90.42	0	-4.52
		滞納繰越	8,250	525	0	7,724	6.37	0	-12.16
		計	16,539	8,021	0	8,518	48.50	0	-8.37
	(地域福祉課) 災害援護資金 貸付金	現年度	5,194	1,895	0	3,299	36.48	0	0.02
		滞納繰越	19,194	881	0	18,314	4.59	0	-2.56
		計	24,388	2,776	0	21,613	11.38	0	-3.78
	(子育て支援課) 母子家庭 医療費返還金	現年度	3,552	3,552	0	0	100.00	0	100.00
		滞納繰越	917	98	0	818	10.75	0	-34.03
		計	4,468	3,650	0	818	81.69	0	41.36
	(子育て支援課) 母子・父子 家庭小口資 金貸付金	現年度	100	65	0	35	65.00	0	-
		滞納繰越	0	0	0	0	-	0	-
		計	100	65	0	35	65.00	0	-
	(介護福祉課) 老人短期保 護費納付金	現年度	124	124	0	0	100	0	0.00
		滞納繰越	26	0	0	26	0.00	0	0.00
		計	150	124	0	26	82.49	0	9.58
(国保課) 診療報酬 返還金 (一般・不当)	現年度	537	531	0	5	99.01	0	59.46	
	滞納繰越	2,717	29	0	2,688	1.06	0	-58.90	
	計	3,254	561	0	2,693	17.24	0	-41.78	

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	還付未済額取	収入率前年比
私 債 権	(国保課) 診療報酬 返還金 (退職・不当)	現年度	166	166	0	0	100.00	0	100.00
		滞納繰越	617	0	0	617	0.00	0	-12.32
		計	783	166	0	617	21.22	0	9.27
	(国保課) 高額療養費 返納金 (一般)	現年度	415	415	0	0	100.00	0	0.00
		滞納繰越	149	79	0	70	53.24	0	53.24
		計	564	495	0	70	87.64	0	62.37
	(国保課) 旧老人保健事業特別会計 診療報酬 返還金	現年度	0	0	0	0	-	0	-
		滞納繰越	207	17	0	191	8.11	0	-91.89
		計	207	17	0	191	8.11	0	-1.20
	(人権擁護課) 住宅新築資金 等貸付金	現年度	8,045	4,149	0	3,896	51.57	0	-12.89
		滞納繰越	187,424	5,716	0	181,708	3.05	0	-0.61
		計	195,469	9,865	0	185,604	5.05	0	-1.92
	(下水道管理課) 水洗便所改 造資金融資 返還金	現年度	0	0	0	0	-	0	-
		滞納繰越	267	0	0	267	0.00	0	0.00
		計	267	0	0	267	0.00	0	0.00
	(社会教育課) 放課後 児童クラブ 利用料	現年度	36,230	36,210	0	20	99.95	0	-0.05
		滞納繰越	623	96	0	527	15.42	0	-19.33
		計	36,852	36,306	0	546	98.52	0	0.34
(学校教育課) 損害賠償金	現年度	240	0	0	240	0.00	0	0.00	
	滞納繰越	770	0	0	770	0.00	0	-7.02	
	計	1,010	0	0	1,010	0.00	0	-4.94	
(学校教育課) 奨学資金 貸付基金 貸付金	現年度	5,291	4,547	0	744	85.94	0	-0.60	
	滞納繰越	4,516	469	0	4,047	10.39	0	-0.85	
	計	9,807	5,016	0	4,791	51.15	0	-3.68	
(学校教育課) 青野記念 奨学基金 貸付金	現年度	1,069	1,043	0	26	97.60	0	7.91	
	滞納繰越	366	96	0	270	26.20	0	26.20	
	計	1,435	1,139	0	296	79.38	0	1.63	

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	還付未済額収	収入率前年比
私債権	(学校教育課) 入学準備金 貸付基金 貸付金	現年度	120	70	0	50	58.33	0	15.47
		滞納繰越	190	0	0	190	0.00	0	-25.00
		計	310	70	0	240	22.58	0	-7.05
	(学校教育課) 所得税 返還金	現年度	2,785	765	0	2,020	27.47	0	-
		滞納繰越	0	0	0	0	-	0	-
		計	2,785	765	0	2,020	27.47	0	-
	(水道総務課) 水道料金	現年度	1,655,331	1,652,031	0	3,300	99.80	0	0.36
		滞納繰越	59,613	12,148	3,556	43,910	20.38	0	-4.03
		計	1,714,944	1,664,178	3,556	47,210	97.04	0	0.68
	私債権 小計	現年度	1,727,487	1,713,058	0	14,429	99.16	0	1.33
		滞納繰越	285,846	20,155	3,556	262,135	7.05	0	-5.24
		計	2,013,333	1,733,213	3,556	276,564	86.09	0	2.45
合 計	現年度	29,300,267	28,893,686	0	406,581	98.61	3,208	0.20	
	滞納繰越	1,516,388	379,785	127,368	1,009,235	25.05	73	-0.82	
	計	30,816,655	29,273,471	127,368	1,415,816	94.99	3,281	0.74	

注1 記載の数字は、千円単位で記載しており、端数については四捨五入しているため、縦・横計が一致しない部分がある。

注2 数字は平成26年度決算の数字であるが、次の費目については、滞納債権を明確にするため、決算書の金額から担当課分を抜き出す等、決算書の金額とは異なっている。
(債権名を網掛け済)

- 1) **保育所保育料**：一般会計の「児童福祉施設費負担金」のうち、保育所保育料のみを抜き出している。
- 2) **診療報酬返還金（一般・不正）**：国民健康保険事業特別会計の「(一般被保険者)返納金」のうち、診療報酬返還金分で国民健康保険法第65条の不正利得に該当するものを抜き出している。
- 3) **診療報酬返還金（退職・不正）**：国民健康保険事業特別会計の「(退職被保険者等)返納金」のうち、診療報酬返還金分で国民健康保険法第65条の不正利得に該当するものを抜き出している。
- 4) **下水道使用料**：公共下水道事業特別会計の「下水道使用料」のうち、下水道使用料分を抜き出している。
- 5) **生活保護費返還金・徴収金**：一般会計の「雑入」のうち、生活保護費分を抜き出し

ている。

- 6) **特別障害者手当過誤支給分**：一般会計の「雑入」のうち、特別障害者手当過誤支給分を抜き出している。
- 7) **児童扶養手当返還金**：一般会計の「雑入」のうち、児童扶養手当返還金分を抜き出している。
- 8) **児童手当返還金**：一般会計の「雑入」のうち、児童手当返還金分を抜き出している。
- 9) **子ども手当返還金**：一般会計の「雑入」のうち、子ども手当返還金分を抜き出している。
- 10) **老人ホーム費負担金（市外措置者分）**：一般会計の「老人ホーム費負担金」のうち、老人ホーム費負担金（市外措置者分）を抜き出している。
- 11) **し尿処理手数料**：一般会計の「し尿処理手数料」のうち、し尿処理手数料を抜き出している。
- 12) **幼稚園保育料**：一般会計の「幼稚園使用料」のうち、王子幼稚園分を抜き出している。
- 13) **土地建物貸付料**：一般会計の「土地建物貸付収入」のうち、管財課管理分を抜き出している。
- 14) **母子家庭医療費返還金**：一般会計の「民生医療費納付金」のうち、母子家庭医療費返還金分を抜き出している。
- 15) **老人短期保護費納付金**：一般会計の「老人短期保護費納付金」のうち、介護福祉課管理の慈光園ショートステイ利用者分を抜き出している。
- 16) **診療報酬返還金（一般・不当）**：国民健康保険事業特別会計の「（一般被保険者）返納金」のうち、診療報酬返還金分で民法第 703 条の不当利得に該当するものを抜き出している。
- 17) **診療報酬返還金（退職・不当）**：国民健康保険事業特別会計の「（退職被保険者等）返納金」のうち、診療報酬返還金分で民法第 703 条の不当利得に該当するものを抜き出している。
- 18) **高額療養費返納金（一般）**：国民健康保険事業特別会計の「（一般被保険者）返納金」のうち、高額療養費返納金分を抜き出している。
- 19) **旧老人保健事業特別会計診療報酬返還金**：一般会計の「雑入」のうち、旧老人保健事業特別会計の診療報酬返還金分を抜き出している。
- 20) **水洗便所改造資金融資返還金**：公共下水道事業特別会計の「雑入」のうち、下水道管理課管理の水洗便所改造資金融資返還金分のみを抜き出している。
- 21) **損害賠償金**：一般会計の「損害賠償負担金」のうち、損害賠償金分を抜き出している。

る。

22) **所得税返還金**：一般会計の「雑入」のうち、学校教育課管理の所得税返還金分を抜き出している。

23) **水道料金**：公営企業会計の水道料金については、他の会計と同様の出納整理期間を想定し、3月末決算に翌年度の4/1～5/31の収入額を加味した額で算定している。

注3 市営住宅使用料・市営住宅共益費に関しては、平成26年度調定分まで非強制徴収公債権に分類し、平成27年度以降調定分を私債権として取り扱うこととする。

注4 昨年度まで掲載していた重度心身障がい者医療費返還金、子ども医療費返還金、下水道事業協力金早期利用寄附金については、毎年調定はあるものの継続して滞納が発生していない。調定件数が少なく、滞納となる見込みが当面ないことから、今年度から項目を削除している（現在の管理費目は38債権）。

表2-2 歳出返還金の収納状況

(単位：千円)

種別	債権名	返還決定額	返還済額	不納欠損額	返還未済額	収入率(%)	収入率前年比	還付未済額
歳出返還金	生活保護費返納金	13,076	12,615	0	460	96.48	-1.24	0
	児童扶養手当	164	0	0	164	0.00	-71.65	0
	児童手当	0	0	0	0	-	-	0
	子ども手当	0	0	0	0	-	-	0
	母子家庭医療費	0	0	0	0	-	-	0
	診療報酬(一般)	233	221	0	12	94.81	30.92	0
	診療報酬(退職)	0	0	0	0	-	-	0
	高額療養費(一般)	194	194	0	0	100	55.86	0
合計	13,667	13,031	0	636	95.34	-0.17	0	

注 歳出返還金とは、平成26年度中に支出したもののうち、何らかの事由により過誤払となり、当該支出費目経費に戻入しなければならないものである。よって、歳出返還金については、会計上歳入扱いとはならない。歳出返還金の未収額については、出納閉鎖後は改めて現年度の歳入として管理することになる（地方自治法施行令第159条・第160条関係）。

表 3 - 1 強制徴収債権の収入率の実績及び目標 (単位：%)

債権名	区分	H25 年度	H26 年度		H27 年度	H28 年度	H29 年度
		実績	目標	実績	目標	目標	目標
市税	現年度	98.93	98.94	99.00	99.00	99.00	99.00
	滞納繰越	30.02	30.05	29.59	30.00	30.00	30.00
	計	95.82	95.90	96.62	96.60	96.60	96.60
介護 保険料	現年度	98.61	98.61	98.73	98.73	98.73	98.73
	滞納繰越	28.61	28.61	29.28	29.28	29.28	29.28
	計	97.15	96.86	97.09	97.13	96.77	96.52
保育所 保育料	現年度	97.89	98.09	98.41	98.48	98.55	98.62
	滞納繰越	29.39	30.00	31.26	31.50	32.00	32.50
	計	93.25	93.62	93.97	94.12	94.50	94.60
国民健康 保険料	現年度	94.53	94.54	94.72	95.00	95.10	95.20
	滞納繰越	32.23	32.24	32.01	32.05	32.10	32.15
	計	87.98	87.99	88.16	88.20	88.25	88.30
後期高齢者 医療保険料	現年度	99.80	99.70	99.71	99.70	99.70	99.70
	滞納繰越	66.92	62.00	53.65	62.00	62.00	62.00
	計	99.64	99.50	99.53	99.50	99.50	99.50
下水道事業 受益者 負担金	現年度	98.38	97.69	97.71	98.20	99.50	99.50
	滞納繰越	57.38	48.46	49.31	44.39	47.93	51.89
	計	97.47	95.81	95.90	96.59	97.85	98.51
下水道 使用料	現年度	99.11	99.12	99.69	99.70	99.70	99.70
	滞納繰越	27.57	30.00	25.76	26.00	26.00	26.00
	計	96.57	96.89	97.36	98.00	98.38	98.67

表 3 - 2 重点滞納債権の収入率の実績及び目標 (単位：%)

債権名	区分	H25 年度	H26 年度		H27 年度	H28 年度	H29 年度
		実績	目標	実績	目標	目標	目標
土地建物 貸付料	現年度	94.94	89.68	90.42	91.58	91.58	91.58
	滞納繰越	18.53	11.58	6.37	5.60	7.27	8.05
	計	56.87	50.92	48.50	50.93	50.94	50.95
災害援護 資金貸付金	現年度	36.46	40.70	36.48	—	—	—
	滞納繰越	7.15	5.48	4.59	7.13	7.97	8.66
	計	15.16	12.98	11.38	7.13	7.97	8.66
生活保護費 返還金 徴収金	現年度	56.81	100	86.09	100	100	100
	滞納繰越	2.02	5.00	0.98	2.00	2.00	2.00
	計	33.79	72.95	49.39	44.00	44.49	44.97

債権名	区分	H25年度	H26年度		H27年度	H28年度	H29年度
		実績	目標	実績	目標	目標	目標
児童扶養 手当返還金	現年度	41.77	15.00	0.00	15.00	—	—
	滞納繰越	12.79	15.00	12.81	15.00	15.00	15.00
	計	17.65	15.00	12.27	15.00	15.00	15.00
診療報酬 返還金 (一般・不当)	現年度	2.64	80.00	99.01	80.00	80.00	80.00
	滞納繰越	59.96	3.00	0.41	44.55	59.40	61.73
	計	59.34	12.30	9.74	45.00	60.25	63.80
住宅新築 資金 貸付金	現年度	64.46	43.68	51.57	33.02	29.24	5.08
	滞納繰越	3.66	2.42	3.05	1.97	1.24	1.20
	計	6.97	4.12	5.05	2.85	1.72	1.24
市営住宅 家賃	現年度	93.16	95.00	93.78	95.00	95.00	95.00
	滞納繰越	20.14	26.61	36.11	30.00	30.00	30.00
	計	78.07	83.61	84.18	85.10	85.28	85.41
市営住宅 共益費	現年度	91.92	95.00	92.70	95.00	95.00	95.00
	滞納繰越	4.19	10.00	12.97	15.00	15.00	15.00
	計	57.07	70.62	69.83	72.74	73.07	73.35
水道料金	現年度	99.44	98.80	99.80	99.44	99.44	99.44
	滞納繰越	24.41	24.46	20.38	20.38	20.38	20.38
	計	96.36	95.69	97.04	97.19	97.19	97.19

表3-3 強制徴収債権の財産調査及び差押の実績及び目標 (単位：件)

債権名	種別	H25年度 実績	H26年度		H27年度 目標
			目標	実績	
市税	財産調査	3,795	3,900	3,422	3,400
	差押	712	500	789	500
介護保険料	財産調査	90	120	114	100
	差押	2	10	4	10
保育所保育料	財産調査	14	10	16	15
	差押	2	10	1	10
国民健康保険料	財産調査	186	200	329	1,000
	差押	5	20	19	150
後期高齢者 医療保険料	財産調査	0	5	0	5
	差押	0	3	0	3
下水道事業 受益者負担金	財産調査	2	10	25	30
	差押	0	8	0	2
下水道使用料	財産調査	0	20	26	20
	差押	0	1	0	1

参照法令等

〈債権の基礎〉

地方自治法第240条（債権）

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
- 4 前2項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
 - 一 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権
 - 二 過料に係る債権
 - 三 証券に化体されている債権（国債に関する法律の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）
 - 四 電子記録債権法第2条第1項に規定する電子記録債権
 - 五 預金に係る債権
 - 六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
 - 七 寄附金に係る債権
 - 八 基金に属する債権

新居浜市債権規則第3条（帳簿への記載）

部、福祉事務所、消防本部、教育委員会事務局、学校、幼稚園、公民館、地域交流センター、図書館、生涯学習センター、広瀬歴史記念館、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局の長（以下「部長等」という。）は、その所管に属すべき債権が発生し、若しくは市に帰属したとき、又は当該債権が他の主管部長等から引き継がれたときは、債務者の住所及び氏名、債権金額、履行期限その他必要な事項を調査し、確認の上、これを次項に定める帳簿（以下「債権管理簿」という。）に記載しなければならない。当該確認に係る事項について変更があった場合も、また同様とする。

- 2 主管部長等は、債権管理簿を備え、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 債権の発生原因
 - (2) 債権の発生年度
 - (3) 債権の種類
 - (4) 利率その他利息に関する事項
 - (5) 履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に関する事項

- (6) 債務者の資産又は業務の状況に関する事項
- (7) 担保(保証人の保証を含む。)に関する事項
- (8) 解除条件
- (9) その他市長が定める事項

《公債権関係》

地方自治法第231条の3（督促、滞納処分等）

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 第1項の歳入並びに第2項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前4項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第14条第1項本文又は第45条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。
- 7 普通地方公共団体の長は、第1項から第4項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。
- 9 第7項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第1項から第4項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
- 10 第3項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。
- 11 第3項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これを行うことができる。

地方自治法附則第6条

他の法律で定めるもののほか、第231条の3第3項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

- 一 港湾法の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭
- 二 土地改良法の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭
- 三 下水道法第18条から第20条まで（第25条の10において第18条及び第18条の2を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料
- 四 漁港漁場整備法第35条、第39条の2第10項又は第39条の5の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

新居浜市督促手数料及び延滞金条例

地方自治法第231条の3第1項の規定による歳入を納期限までに納付しない者に対する督促及び督促手数料及び延滞金の徴収に関しては、法令又は他の条例に特別に定めのあるものを除くほか、市税徴収の例による。

《私債権関係》

地方自治法施行令第171条（督促）

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

地方自治法施行令第171条の2（強制執行等）

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

- 三 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

新居浜市債権規則第4条（督促手続）

主管部長等は、地方自治法施行令第171条の規定により債権（法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権及び法第240条第4項各号に規定する債権を除く。）の履行の督促をする場合には、速やかに督促状（第1号様式）を債務者に送付することにより行うものとする。

〈時効の管理〉

地方自治法第236条（金銭債権の消滅時効）

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 4 法令の規定による普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条（前項において準用する場合を含む。）の規程にかかわらず、時効中断の効力を有する。

民法（時効関係）

第145条（時効の援用）

時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

第167条（債権等の消滅時効）

債権は、10年間行使しないときは、消滅する。

- 2 債権又は所有権以外の財産権は、20年間行使しないときは、消滅する。

第169条（定期給付債権の短期消滅時効）

年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、5年間行使しないときは、消滅する。

第170条（3年の短期消滅時効）

次に掲げる債権は、3年間行使しないときは、消滅する。ただし、第2号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

- 一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権
- 二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

第173条（2年の短期消滅時効）

次に掲げる債権は、2年間行使しないときは、消滅する。

- 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権
- 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

第174条（1年の短期消滅時効）

次に掲げる債権は、1年間行使しないときは、消滅する。

- 一 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権
- 二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
- 三 運送賃に係る債権
- 四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
- 五 動産の損料に係る債権

第174条の2（判決で確定した権利の消滅時効）

確定判決によって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

- 2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

第724条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

《個人情報保護・守秘義務》

地方公務員法（公務員の守秘義務）

第34条（秘密を守る義務）

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

第60条（罰則）

左の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

- 一 第13条の規定に違反して差別をした者
- 二 第34条第1項又は第2項の規定（第9条の2第12項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者
- 三 第50条第3項の規定による人事委員会又は公平委員会の指示に故意に従わなかった者

地方税法（税務職員の守秘義務）

第22条（秘密漏えいに関する罪）

地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

《情報の共有》

地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について（抜粋）

（平成19年3月27日総税企第55号総務省自治税務局企画課長通知）

2 地方団体における徴収体制の整備

（3）地方団体内における各種公金の徴収の連携強化

地方団体が住民等から徴収する必要がある公金債権としては、地方税だけでなく、国民健康保険料、介護保険料、保育料等国税徴収法の例による自力執行権が付与されている債権のほか、公営住宅使用料、給食費、貸付金など多様な債権がある。いずれも滞納額や件数が増えるなど問題を抱える地方自治体も少なくない。

これまではそれぞれの制度等を所管する部局において徴収対策に取り組まれてきたところであるが、より効率的かつ効果的な体制を整備する観点から、地方税以外の公金債権についても一定の滞納整理を税務担当部局に移管、集約する事例が増えてきている。

地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウハウを有する税務担当部局の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債権に関する個人情報保護に十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情などに応じ、検討していただきたい。

なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分^①の例により処分することができる（国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③）ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的

に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。

《滞納処分の執行停止・徴収停止関係》

地方税法

第15条の7（滞納処分の停止の要件等）

地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
 - 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- 3 地方団体の長は、第1項第2号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。
- 4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。
- 5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

地方自治法施行令

第171条の5（徴収停止）

普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

第171条の6（履行延期の特約等）

普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

《判例・裁判例》

※1）最高裁判例 H15. 10. 10（平成13年（受）第1327号）

（平成13年5月22日東京高裁の判決を是認。）

水道供給事業者としての地位は、一般私企業のそれと特に異なるものではないから、自治体と市民との間の水道供給契約は私法上の契約であり、したがって、水道料金債権は私法上の金銭債権であると解される。

※2）最高裁判例 H17. 11. 21（平成17年（受）第721号）

公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異は無く、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法第236条第1項所定の5年ではなく、民法第170条第1号により3年と解すべきである。

※3) 名古屋高裁裁判例 H18. 1. 19 (平成 17 年 (行コ) 第 34 号)

徴税をする地方団体の長は、滞納者に対して滞納処分を行う時期やその対象等について、当該滞納者の税の負担能力(担税力)や誠実な納入意思の有無に応じてその事業の継続や経済生活の維持がむやみに損なわれることのないよう配慮しつつ、他方、徴税行為が区々になり、公平を欠き、偏頗なものとならないようにすべきであり、これらを踏まえて、計画的、能率的かつ実質的にその徴収権の確保を図るに相当な範囲での裁量が与えられているものと解される。

※4) 最高裁判例 H16. 4. 23 (平成 12 年 (行ヒ) 第 246 号)

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第 240 条、地方自治法施行令第 171 条から 171 条の 7 までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使または不行使についての裁量はない。